

考查項目別運用表(土木工事)

担当監督員

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	☐ 適切である	☐ ほぼ適切である	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや不適切である	☐ 不適切である
		対象 判定 ☐ ①《必 須》施工計画書を、工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出している。 ☐ ②《必 須》施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 ☐ ③《該当時》施工体制台帳、施工体系図が整備され、台帳を現場に備え、体系図が適切に掲示されている。 ☐ ④《必 須》工事規模に応じた人数、機械配置がなされ施工している。 ☐ ⑤《該当時》緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 ☐ ⑥《必 須》現場に対して、会社組織(本店や支店)による支援体制を整えている。 ☐ ⑦《該当時》建退共の証紙の購入、配布が適切に行われている。また、不要な場合は「証紙購入不要」の報告を受けた。 ☐ ⑧《必 須》建設業の許可票、労災保険関係成立票等の標識が適切に掲示されている。 ☐ ⑨《該当時》製作工場の技術者が適切に配置され、社内検査体制(規格値の設定や確認方法等)を整えている。 ☐ ⑩《必 須》「施工プロセス」チェックリストの施工体制一般で指示事項が無い。または、指示事項に対する改善が速やかに実施された。 ☐ ⑪《対応時》その他(理仕) 判定基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c			☐ 施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
	① 評価対象項目が当該工事において評価の対象となる場合には「対象」欄の□に「レ」印を記入し、評価の対象とならない場合は空欄とする。 ② 「レ」印を記入した項目について該当する場合は「判定」欄の□に「レ」印を記入する。 ③ 「判定」欄に「レ」印を付すことができるのは当該項目に関する業務を受注者が自主的に実施した場合である。 ④ 対象欄に「レ」印のある項目数を分母として比例計算の値で評価する。 ⑤ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ⑥ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ⑦ また、文書による改善指示を行った場合には、上記評価によらずd、e評価とする。					
	II. 配置技術者 (現場代理人等)	☐ 適切である	☐ ほぼ適切である	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや不適切である	☐ 不適切である
		対象 判定 【全体を評価する項目】 ☐ ①《必 須》書類整理、資料整理が適切に処理されている。 ☐ ②《該当時》作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 【現場代理人を評価する項目】 ☐ ③《必 須》現場代理人が、工事全体を把握している。 ☐ ④《該当時》設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。 ☐ ⑤《必 須》監督員への報告・連絡を適時及び的確に行っている。 【主任(監理)技術者を評価する項目】 ☐ ⑥《必 須》共通仕様書及び諸基準に基づき、工事書類を適切に作成し、提出又は提示している。 ☐ ⑦《必 須》契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 ☐ ⑧《該当時》施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。 ☐ ⑨《該当時》下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 ☐ ⑩《必 須》主任(監理)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 ☐ ⑪《必 須》「施工プロセス」チェックリストの配置技術者で指示事項が無い。または、指示事項に対する改善が速やかに実施された。 ☐ ⑫《対応時》その他(理仕) 判定基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c			☐ 配置技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
	① 評価対象項目が当該工事において評価の対象となる場合には「対象」欄の□に「レ」印を記入し、評価の対象とならない場合は空欄とする。 ② 「レ」印を記入した項目について該当する場合は「判定」欄の□に「レ」印を記入する。 ③ 「判定」欄に「レ」印を付すことができるのは当該項目に関する業務を受注者が自主的に実施した場合である。 ④ 対象欄に「レ」印のある項目数を分母として比例計算の値で評価する。 ⑤ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ⑥ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ⑦ また、文書による改善指示を行った場合には、上記評価によらずd、e評価とする。					

考査項目別運用表(土木工事)

		担当監督員				
考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	☐ 適切である 対象 判定 ☐ ☐ ①《必須》施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 ☐ ☐ ②《該当時》現場条件の変化に対して、適切に対応している。 ☐ ☐ ③《必須》工事材料の品質に影響が無いよう適切に保管している。 ☐ ☐ ④《必須》日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ ☐ ⑤《必須》日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ ☐ ⑥《必須》現場内の整理整頓を日常的に行っている。 ☐ ☐ ⑦《該当時》指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。 ☐ ☐ ⑧《必須》工事記録を、不足なく整理している。 ☐ ☐ ⑨《該当時》建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 ☐ ☐ ⑩《必須》「施工プロセス」チェックリストの施工管理で指示事項が無い。または、指示事項に対する改善が速やかに実施された。 ☐ ☐ ⑪《対応時》その他(理由) 判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c	☐ ほぼ適切である	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや不適切である ☐ 施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 不適切である ☐ 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
	II. 工程管理	☐ 適切である 対象 判定 ☐ ☐ ①《該当時》工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 ☐ ☐ ②《必須》フォローアップを行い、適切に工程を管理している。 ☐ ☐ ③《該当時》現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 ☐ ☐ ④《該当時》時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 ☐ ☐ ⑤《必須》工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 ☐ ☐ ⑥《必須》適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 ☐ ☐ ⑦《必須》休日の確保を行っている。 ☐ ☐ ⑧《必須》段階確認検査を、適切な時期に行っている。 ☐ ☐ ⑨《必須》「施工プロセス」チェックリストの工程管理で指示事項が無い。または、指示事項に対する改善が速やかに実施された。 ☐ ☐ ⑩《対応時》その他(理由) 判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c	☐ ほぼ適切である	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや不適切である ☐ 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 不適切である ☐ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

① 評価対象項目が当該工事において評価の対象となる場合には「対象」欄の□に「レ」印を記入し、評価の対象とならない場合は空欄とする。

② 「レ」印を記入した項目について該当する場合は「判定」欄の□に「レ」印を記入する。

③ 「判定」欄に「レ」印を付すことができるのは当該項目に関する業務を受注者が自主的に実施した場合である。

④ 対象欄に「レ」印のある項目数を分母として比例計算の値で評価する。

⑤ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()

⑥ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

⑦ また、文書による改善指示を行った場合には、上記評価によらずd、e評価とする。

考査項目別運用表(土木工事)

		担当監督員					
考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e	
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	☐ 適切である	☐ ほぼ適切である	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや不適切である	☐ 不適切である	
		対象 判定 ☐ ☐ ①《必須》安全巡視、安全ミーティング、KY活動を実施し、記録がある。 ☐ ☐ ②《必須》安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。 ☐ ☐ ③《必須》新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 ☐ ☐ ④《必須》工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 ☐ ☐ ⑤《必須》過積載防止に取り組んでいる。 ☐ ☐ ⑥《必須》使用機械、車輛等の点検整備がなされ管理されている。 ☐ ☐ ⑦《必須》重機操作に際して誘導員の配置や重機と人との行動範囲について分離措置がなされている。 ☐ ☐ ⑧《該当時》仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 ☐ ☐ ⑨《必須》工事現場における保安施設の整備、設置及び管理が的確であり、よく整備されている。 ☐ ☐ ⑩《該当時》地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 ☐ ☐ ⑪《必須》「施工プロセス」チェックリストの安全対策で指示事項が無い。または、指示事項に対する改善が速やかに実施された。 ☐ ☐ ⑫《対応時》その他(理由)				☐ 安全対策に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		判断基準 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上90%未満……………b 評価値が80%未満……………c ① 評価対象項目が当該工事において評価の対象となる場合には「対象」欄の□に「レ」印を記入し、評価の対象とならない場合は空欄とする。 ② 「レ」印を記入した項目について該当する場合は「判定」欄の□に「レ」印を記入する。 ③ 「判定」欄に「レ」印を付すことができるのは当該項目に関する業務を受注者が自主的に実施した場合である。 ④ 対象欄に「レ」印のある項目数を分母として比例計算の値で評価する。 ⑤ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ⑥ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。					
	Ⅳ. 対外関係	a	b	c	d	e	
		☐ 適切である	☐ ほぼ適切である	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや不適切である	☐ 不適切である	
		対象 判定 ☐ ☐ ①《該当時》関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☐ ☐ ②《必須》地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☐ ☐ ③《必須》第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 ☐ ☐ ④《該当時》関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 ☐ ☐ ⑤《必須》工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 ☐ ☐ ⑥《必須》防塵、振動、騒音対策等、周辺環境に適切に対応している。 ☐ ☐ ⑦《必須》「施工プロセス」チェックリストの対外対策で指示事項が無い。または、指示事項に対する改善が速やかに実施された。 ☐ ☐ ⑧《対応時》その他 ()				☐ 対外関係に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		判断基準 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上90%未満……………b 評価値が80%未満……………c ① 評価対象項目が当該工事において評価の対象となる場合には「対象」欄の□に「レ」印を記入し、評価の対象とならない場合は空欄とする。 ② 「レ」印を記入した項目について該当する場合は「判定」欄の□に「レ」印を記入する。 ③ 「判定」欄に「レ」印を付すことができるのは当該項目に関する業務を受注者が自主的に実施した場合である。 ④ 対象欄に「レ」印のある項目数を分母として比例計算の値で評価する。 ⑤ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ⑥ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。					

考査項目別運用表(土木工事)

					担当監督員
考 査 項 目	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
	※ ばらつきの判断は別紙1(出来形及び品質のばらつきの考え方)参照 ① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理2体系であるが、当該管理基準にあてはまらない場合等については、監督員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事、又は試験結果の打点数等が少なく(原則3点未満)ばらつきの判断ができない工事は「c」評価とする。 ⑤ なお、文書による改善指示を行った場合には、上記評価によらずd、e評価とする。				

検査項目別運用表(土木工事)

考 査 項 目		担当監督員				
		a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。	
	※ ばらつきの判断は別紙1参照 ① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準にあてはまらない場合等については、監督員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④ 品質管理項目を設定していない工事、又は試験結果の打点数等が少なく(原則3点未満)ばらつきの判断ができない工事は「c」評価とする。 ⑤ なお、文書による改善指示を行った場合には、上記評価によらずd、e評価とする。					
☐ 橋梁維持・修繕工事(橋脚補強、耐震補強、落橋防止等) ※上記によらず、当該欄で評価	a	b	c	d	e	
	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。	
●該当する項目の□に「レ」印を記入する。 ☐ 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。 ☐ 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。 ☐ 監督員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 ☐ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。 ☐ 理由： () ☐ 理由： () ☐ 理由： () ☐ 理由： () ●判断基準 該当項目が6項目以上・・・a 該当項目が4項目以上・・・b 該当項目が3項目以下・・・c ※ 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。						

考査項目別運用表(土木工事)

担当監督員

考査項目	細 別	工 夫 事 項	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	【施工】 ☐ 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 ☐ その他 理由： ☐ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 ☐ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 ☐ その他 理由： ☐ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 ☐ 照明などの視界の確保に関する工夫。 ☐ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 ☐ 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 ☐ その他 理由： ☐ 支保工、型枠工、足場工、仮橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 ☐ 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 ☐ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。(書類の出来栄等、書類自体の工夫は評価対象外) ☐ その他 理由： ☐ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 ☐ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 【品質】 ☐ 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 ☐ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 ☐ その他 理由： ☐ 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 ☐ 配筋、溶接作業等に関する工夫。 ☐ その他 理由： 【安全衛生】 ☐ 建設業労働災害防止協会が定める指針等に基づく安全衛生教育を実施している。 ※本項目は2点の加点とする。 ☐ 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) ☐ 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 ☐ 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 ☐ 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 ☐ 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 ☐ 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 ☐ 環境保全に関する工夫。	
	記述評価 (レマークを付した 評価内容を詳細 記述)	評 点 : _____ 点	【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価するものであり、最大7点とする。

※2. 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。

※3. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。